不利益処分の処分基準

処	分の内容	墓所の使用許可の取消し等
所	管部課係名	市民生活部環境課環境保全係
根挑	処法令及び条項	新座市営墓園条例第20条
処	関 係 条 項	新座市営墓園条例第26条及び新座市営墓園規則第19条
/ 3		1 市長は、使用権利者(前条の許可を得た者を含む。第28条
		を除き以下同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、
		墓所の使用許可を取り消すことができる。
		(1) 使用権を譲渡し、又は転貸したとき。 (2) 第2.0名に担党さる第四段を2.5万以上選集しませた(公託)
		(2) 第29条に規定する管理料を3年以上滞納したとき(住所 不明のときを除く。)。
		したとき。
		2 市長は、墓所が地震、風水害等により使用不能又は使用に支
分		障を来す事態に至ったときは、その使用を停止することができ
//		│ る。 │3 使用権利者は、墓所の使用を終わり原状に復した後は、直ち│
	基準	に職員にその旨を告げ、点検を受けなければならない。
基		
至		
		が広十巻草国夕 脚笆 O C 夕 笆 O 西 の 田 ウ に よ D - 佐 田 佐 迎
		新座市営墓園条例第26条第2項の規定により、使用権利力を必要により、使用権利力を必要に関する。
	参考事項	者が同項に規定する義務を履行しないときは、管理者におい
		て原状に復し、これに要した費用は、当該使用権利者の負担 レオス
		とする。
進	設定等年月日	平成11年7月1日設定(平成29年3月22日最終変更)
宁		